

第16回化学物質と環境円卓会議

地方における リスクコミュニケーションのあり方

【CONTENTS】

化学物質のリスクコミュニケーションの必要性
 リスクコミュニケーションに対する本音と不安
 地方においてリスクコミュニケーションを進めるには

化学物質アドバイザー・環境カウンセラー

河合直樹

1

リスクコミュニケーションの必要性



リスクコミュニケーション促進が必要不可欠

2

情報量のギャップを 解消する努力



リスクコミュニケーション 確立への三段階



リスクコミュニケーションの発展段階		実施の内容
第1段階	情報の開示	環境レポートの作成配布・HPでの公表など
第2段階	情報の提供	説明会・見学会の開催など
第3段階	共通ベースと意見交換	リスク削減に向けた話し合い



インフォメーション(情報)より、
コミュニケーション(話し合い)が強く意識される。

企業側から提起された意見や問題点

「リスクコミュニケーションに関するアンケート調査より」(福島県)

住民の理解度に問題があるのでは
(認識のずれ・疑念の先行…)

😊😊😊😊😊😊😊😊😊😊😊😊😊😊 (11)

リスコミの事例や考え方を紹介してほしい 😊😊😊😊 (4)

地域住民や団体から要求がない(接点がない) 😊😊😊😊 (4)

リスコミのやり方が判らない 😊😊😊 (3)

偏った考え方の人や問題となったときの対応 😊😊😊 (3)

行政の取り組みへの期待(住民への情報提供など) 😊😊 (2)

事業者向けセミナーの開催を希望 😊😊 (2)

5

リスクコミュニケーションに対する 企業側の本音と不安



寝た子を起こすようなことはしてほしくない

過去にあった事故や汚染などのことに触れられる
(負い目がある)

極端な考え方を持つ人にどのように対応すれば
よいのか

マスコミがどのように報道するか不安

人材がない

法律を守ることだけでも精一杯

⋮



6

リスクコミュニケーションに対する 市民・行政側の本音と不安



市民側の本音

忙しい中、時間を割いてまで参加したくはない
 化学物質の話など難しそうで理解できそうにない
 さしあたって自分の健康に影響がなければ関係ない
 意見を述べてもムダだと思う
 化学物質のリスクが問題になるような環境とは思えない



行政側の本音

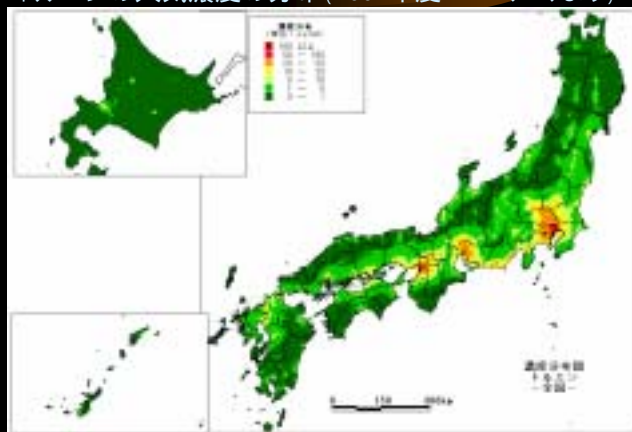
あまり波風をたてたくない
 できれば関与したくない
 自分の仕事を増やしたくない

地方において、 リスクコミュニケーションは必要か

「東京には空がない…」

トルエンの大気濃度の分布 (2002年度PRTRデータより)

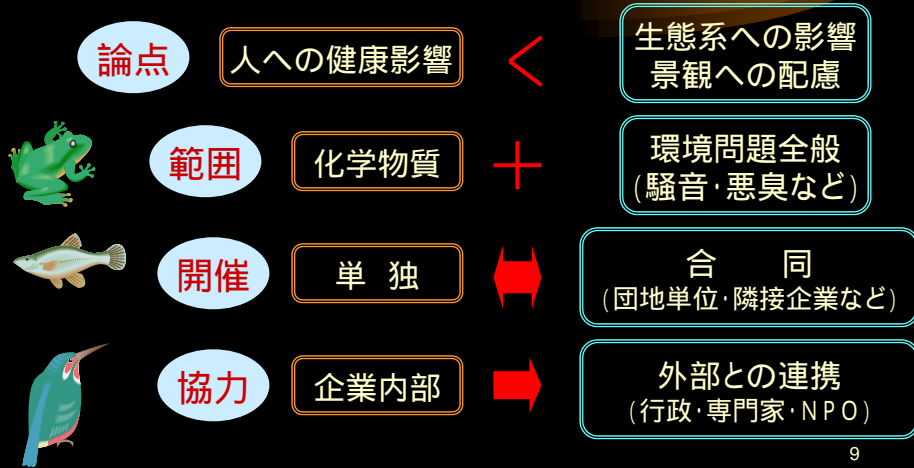
少なくとも現状では、
人の健康面におい
てのリスコミの必要
性は、ごく一部の
地域に限られる



地方でリスクコミュニケーションを 進展させるための方策



是正的ではなく予防的な視点で



リスクコミュニケーションは難しい？

「指摘してくれてありがとう」という気持ちで

寝た子はいずれ起きる

PRTRのねらいとは / 寝た子の起こし方

普段やっていないことはできない

社内でのリスクコミュニケーションは？

必要以上の完璧さを求めない

専門的なデータを入れすぎると相手を説得しようとしがち

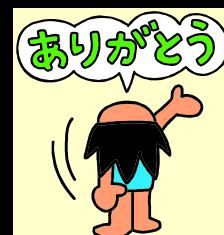
誠意や前向きな姿勢を示すことが大切

安全と安心は全く違った価値観

変な人は呼ばなければよい

地域でも信頼を置かれている人を呼ぶ

特定の人を環境モニターとして委嘱する



地域の人たちとの 普段からのお付き合いを大切に！

問題が起こってからのコミュニケーション形成は難しい…

情報公開と情報収集に努める

地域活動への積極参加

環境NPOなどへの支援と連携

工場見学会などへの招待

「飲みニュケーション」も
コミュニケーションのうち…



11

リスクコミュニケーションを 円滑に進めるための大原則



企業側

環境に負荷を与えながら生産活動を
させていただいている

「おたがいさま」

市民側

化学物質のおかげで便利で文化的な
生活を送ることができる
私たち自身も環境に負荷を与え
ながら生活している



リスクコミュニケーションは人間関係そのもの 12

【化学物質アドバイザー】

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力などを有する人材として、環境省が実施する一定の審査を経て登録されている人材です。市民や行政、企業の何れにも偏らず、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。環境省において平成 15 年 4 月より要望に応じて派遣する事業を実施しています。

出典：パンフレット「化学物質アドバイザー」（環境省）

【P R T R】

正式には、**Pollutant Release and Transfer Register**（化学物質排出移動量届出制度）といます。人の健康や動植物への有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所の外に移動する量等を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいいます。

出典：環境白書

【C S R (Corporate Social Responsibility)】

C S R とは、「企業の社会的責任」という意味です。「企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任を持ち、従業員が働きやすい環境をつくり、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない」こうした企業のありかたを表現した言葉です。

出典：環境 goo HP より

【エコアクション（E A）21】

E A 21 認証・登録制度は、環境省が策定した E A 21 ガイドラインに基づいた認証・登録制度で、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターが実施しています。E A 21 ガイドラインは、中小事業者等の幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法が示されています。

出典：財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターHP より

【環境配慮促進法】

正式な名称は「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年 6 月 2 日法律第 77 号）です。この法律は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人（特定事業者）に対する環境報告書の作成・公表の義務づけ等について規定しています。これらの措置によって、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取り組みを促進することをねらいとしています。

出典：パンフレット「環境配慮促進法について」環境省より

【レスポンシブル・ケア】

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動のことです。1985年にカナダではじまり、日本では1995（平成7）年に（社）日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業約270社（2005年4月現在）が加盟して取り組みを進めています。

出典：「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」（環境省）

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

日本においては、平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法で、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて“ダイオキシン類”と定義しています。

出典：関係省庁共通パンフレット「ダイオキシン類」等

【内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）】

内分泌かく乱化学物質の通称として環境ホルモンという語が使われることがあります。環境中に存在してホルモン様の作用を示すものという意味です。日本政府の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」とされています。世界保健機関/国際化学物質安全性計画 (WHO/IPCS) の見解では「内分泌かく乱化学物質とは、無処置の生物やその子孫や（部分）個体群の内分泌系の機能を変化させ、その結果として健康に有害な影響を生ずる単一の外因性物質または混合物である」とされています。

出典：ExTEND2005（環境省）より

【（本態性多様）化学物質過敏状態】

従来の医学的知見では説明困難な化学物質に対する過敏状態をさします (MCS: Multiple Chemical Sensitivity)。これまでさまざまな名称や定義が提唱されてきました。環境省では平成9年度から研究班を設置し、特定の疾病概念に依拠することなく、このような病態の解明のため研究を実施しています。

出典：本態性多様化学物質過敏状態の調査研究報告書(2004年2月) 環境省

【シックハウス症候群】

近年、住宅を高気密化することや化学物質を放出する建材や内装材を使用することにより、新築や改築後の住宅やビルなどで、これら化学物質により室内空気が一定の濃度レベル以上に汚染され、居住者が様々な体調不良を訴える事例が報告されています。それらの症状は多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明の部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれています。現在、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、p-ジクロロベンゼンなど13物質について室内濃度指針値が定められています。

出典：化学物質ファクトシート（環境省）より